



議案第九十七号

三朝町農林漁業者トレーニングセンター新築工事請負契約の締結に

ついて

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年十二月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年拾貳月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

- 一 工 事 名 三朝町農林漁業者トレーニングセンター新築工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字本泉地内
- 三 契約の相手方 倉吉市住吉町八三番地  
株式会社 河田組 取締役社長 河 田 賢 一
- 四 契 約 金 額 金 一 三 二 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円
- 五 工事完成期限 昭和五十六年六月三十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札